

光風会訪問看護ステーション

令和6年6月1日～

訪問看護利用料(医療保険)

(単位:円)

基本料金	機能強化型訪問看護管理療養費1(月初日)	13,230	看護職常勤7人以上(2は5人以上)かつ6割以上・24時間対応体制の届出・休日も含めた計画的な訪問看護の実施・重症度の高い利用者の受入れ・ターミナルケアの実施・居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置・情報提供や研修等の実績・専門の研修を受けた看護師の配置により月の初日にいずれかを算定する
	機能強化型訪問看護管理療養費2(月初日)	10,030	
	訪問看護管理療養費1(月2日目以降)	3,000	利用者のうち、同一建物居住者であるものが占める割合が7割未満であり、厚生労働大臣の定める疾患等に対する訪問看護について相当な実績を有する
	訪問看護基本療養費(I)(週3日目まで)	5,550	夜間早朝の訪問は2,100円が加算 深夜の訪問は4,200円が加算
	訪問看護基本療養費(I)(週4日目以降)	6,550	
	訪問看護基本療養費(III)	8,500	在宅療養に備えて一時的に外泊している者
加算項目	24時間対応体制加算(月1回)	6,800	利用者又はその家族等に対し24時間の対応体制にある場合、看護業務の負担軽減の取組を行っている場合
	特別管理加算 I (月1回)	5,000	在宅麻薬等注射指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている者、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態にある者
	特別管理加算 II (月1回)	2,500	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている者、人工肛門又は人工膀胱を設置している者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者、真皮を越える褥瘡の状態にある者等
	情報提供療養費1(月1回)	1,500	市町村等に情報を提供した場合
	情報提供療養費3(月1回)	1,500	保険医療機関等に情報を提供した場合
	緊急訪問看護加算(月14日目まで)	2,650	利用者又はその家族の求めに応じて、主治医の指示により連携する訪問看護ステーションが緊急訪問看護を実施した場合
	緊急訪問看護加算(月15日以降)	2,000	
	複数名訪問看護加算(週1回)	4,500	看護職員が他の看護師等と訪問した場合
	複数名訪問看護加算(週3回)	3,000	看護職員がその他職員と訪問した場合
	長時間訪問看護加算(週1回)	5,200	1回の訪問が90分を超えた場合
	難病等複数回訪問加算2回	4,500	1日に2回訪問した場合の加算
	〃 3回以上	8,000	1日に3回以上訪問した場合の加算
	乳幼児加算	1,300	6歳未満の乳幼児に対し、1日につき1回の加算、別に超重症児又は準超重症児、特別管理加算の対象者等の場合は1,800円加算
	退院支援指導加算	6,000	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合、または複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合は8,400円加算
	退院時共同指導加算	8,000	退院にあたり、医療機関等と在宅での療養上必要な指導を行った場合、特別管理加算の対象者は特別管理指導加算2,000円も合わせて算定
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	利用者の病状の急変や診療方針の変更等によりカンファレンスを行った場合
	看護・介護職員連携強化加算	2,500	訪問介護員等が医師の支持のもとに行う特定行為業務を円滑に行うために、支援を行った場合
	訪問看護ベースアップ評価料(I)(月1回)	780	看護職員等の賃金の改善を図る体制にある場合
	ターミナルケア療養費1	25,000	在宅で死亡した利用者(24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む)
ターミナルケア療養費2	10,000	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(24時間以内に特別養護老人ホーム以外で死亡した者を含む)	

* 利用料は上記金額に各医療保険の一部負担割合を乗じた金額になります。

◎ その他の利用料

訪問交通費(片道10km以上)	250 円
営業日以外利用(1回毎に加算)	800 円
※ただし、12/30～1/3の期間のみ	3,000 円
死後の処置料	3,500 円

◎ 保険外訪問の場合

30分未満	4,500 円
30分を超え60分まで	8,000 円
60分を超える	12,000 円

◎ 医療材料費等

実費負担

【加算利用申し込み】

24時間対応体制加算	
特別管理加算 I	
特別管理加算 II	
情報提供療養費	